

ミニケア賃貸保険をご契約いただいたお客様へ

「クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）」誤表記のお詫び

「クレジットカードによる保険料支払に関する特約（登録方式）」の第1条（用語の定義）に同特約で使用されていない用語「クレジットカードの名義人」が誤って表記されていることが判明いたしました。お詫び申し上げますとともに、下記の通り、訂正させていただきます。

なお、ご契約のお取扱いや保険金支払については影響ございませんのでご安心ください。ご契約者の皆さまにご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

記

同特約で使用されていない用語「クレジットカードの名義人」を削除致しました。

誤		正	
第1条（用語の定義） この特約において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。		第1条（用語の定義） この特約に置いて、次のよう後の意味は、それぞれ次の定義によります。	
用語	定義	用語	定義
オーソリゼーション	クレジットカードの使用に際し、カード会社に対し、次の事項について確認を行うことをいいます。 そのクレジットカードが利用可能な状態であること。 クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること。	オーソリゼーション	クレジットカードの使用に際し、カード会社に対し、次の事項について確認を行うことをいいます。 そのクレジットカードが利用可能な状態であること。 クレジットカードを使用して払い込む保険料の額がそのクレジットカードの利用限度額内であること。
会員規約等	クレジットカードの会員規約または利用規定をいいます。	会員規約等	クレジットカードの会員規約または利用規定をいいます。
カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。	カード会社	クレジットカード発行会社をいいます。
クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。	クレジットカード	当会社の指定するクレジットカードをいいます。
クレジットカードの名義人	<u>カード会社との間で締結された会員規約等により会員として認められた者またはクレジットカードの使用を認められた者をいいます。</u>		削除

以上